【表紙】

【提出書類】 意見表明報告書の訂正報告書

【提出日】 2025年6月6日

【報告者の名称】 株式会社日新

【報告者の所在地】 横浜市中区尾上町六丁目81番地

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区麹町一丁目6番4号

【電話番号】 03-3238-6555(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員 管理本部長 桒原 智

【縦覧に供する場所】 株式会社日新東京本社

(東京都千代田区麹町一丁目6番4号)

株式会社日新大阪事務所

(大阪市中央区瓦町一丁目7番7号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「当社」とは、株式会社日新をいいます。
- (注2) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社BCJ-98をいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注 6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注7) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本で設立された会社である当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)を対象としております。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。)第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能であるものとは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者(affiliate)に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- (注8) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。 本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書 類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注9) 本書には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。)第27 A 条及び米国1934年証券取引所法第21 E 条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements)が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者(affiliate)は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書提出日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

(注10) Bain Capital Private Equity, LPが投資助言を行う投資ファンド及びそのグループ、公開買付者及びその関連者(当社を含みます。)並びにそれらの各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人の関連者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14e-5条(b)の要件に従い、当社株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者が、そのウェブサイト上で英語で開示します。

1 【意見表明報告書の訂正報告書の提出理由】

公開買付者が、2025年6月6日付で、追加で、株式会社エアーポートカーゴサービス(所有株式数:100,183株、所有割合:0.68%)及びダイニック株式会社(所有株式数:48,600株、所有割合:0.33%)との間で、これらの者が所有する当社株式の全て(所有株式数の合計:148,783株、所有割合の合計:1.01%)について、本公開買付けに応募する旨の応募契約を締結したことに伴い、2025年5月13日付で提出いたしました意見表明報告書(2025年5月23日付、2025年5月28日付及び2025年5月29日付で提出いたしました意見表明報告書により訂正された事項を含みます。)の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じましたので、これを訂正するため、法第27条の10第8項において準用する法第27条の8第2項の規定に基づき、意見表明報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

- 3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由
 - (2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け 後の経営方針

- ()公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程
- (6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)を上回る買付予定数の下限の設定

- (7) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項 本応募契約(関係者株主)

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】 訂正箇所には下線を付しております。

- 3 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】
 - (2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

(訂正前)

<前略>

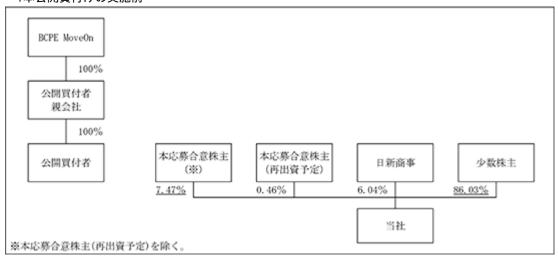
また、公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2025年5月12日付で、当社の創業家である()筒井雄一 氏(所有株式数:89,625株、所有割合:0.61%。)、()磯部千惠子氏(所有株式数:80,000株、所有割合: 0.54%。)、()筒井明子氏(所有株式数:66,136株、所有割合:0.45%。)、()雅洋氏(所有株式数:62,701 株、所有割合:0.43%。)、()東山紀子氏(所有株式数:57,320株、所有割合:0.39%。)、()筒井昌隆氏(所 有株式数:48,895株、所有割合:0.33%。以下「昌隆氏」といいます。)、()筒井長彌氏(所有株式数:19,800 株、所有割合:0.13%。)、()筒井亮平氏(所有株式数:19,400株、所有割合:0.13%。)、()筒井啓雄氏(所 有株式数:18,740株、所有割合:0.13%。)、()筒井敦子氏(所有株式数:16,310株、所有割合:0.11%。)、)筒井健司氏(所有株式数:15,100株、所有割合:0.10%。)、()筒井俊輔氏(所有株式数:4,800株、所 有割合:0.03%。以下「俊輔氏」といいます。)及び()雅洋氏のその他親族6名(所有株式数の合計:65,233 株、所有割合の合計:0.44%。)、並びに()中西富貴雄氏(所有株式数:50,300株、所有割合:0.34%。)、)中西大輔氏(所有株式数:32,880株、所有割合:0.22%。)及び()昭和日タン株式会社(注4)(所有株式 数:201,066株、所有割合:1.36%。以下「昭和日タン」といいます。)(以下「本応募合意株主(5月12日付)」と 総称します。また、以下()雅洋氏及び()俊輔氏を合わせて、「本応募合意株主(再出資予定)」といい、雅 洋氏、昌隆氏及び昭和日タンを除く本応募合意株主(5月12日付)を「本応募合意株主(5月12日付締結関係者株 主)」と総称します。)との間で、公開買付応募契約(以下、雅洋氏との間の公開買付応募契約を「本応募契約(雅 洋氏)」、昌隆氏との間の公開買付応募契約を「本応募契約(昌隆氏)」、本応募合意株主(5月12日付締結関係者 株主)との間の公開買付応募契約を「本応募契約(5月12日付締結関係者株主)」、昭和日タンとの間の公開買付応 募契約を「本応募契約(昭和日タン)」といい、これらを総称して「本応募契約(5月12日付)」といいます。)をそ れぞれ締結し、本応募合意株主(5月12日付)は、その所有する当社株式の全て(所有株式数の合計:848,306株、 所有割合の合計:5.75%、以下「本応募株式(5月12日付)」といいます。)(但し、公開買付期間の最終日までに 譲渡制限が解除されない本譲渡制限付株式を除きます。)を本公開買付けに応募する旨を合意しているとのことで す。その後、公開買付者は、2025年5月23日付で、()複数の個人株主及び法人株主(以下「本応募合意株主 (5月23日付締結関係者株主)」といいます。)との間で、公開買付応募契約(以下「本応募契約(5月23日付締結関 係者株主)」といいます。)をそれぞれ締結し、本応募合意株主(5月23日付締結関係者株主)は、その所有する当 社株式の全て(所有株式数の合計:78,140株、所有割合の合計:0.53%。以下「本応募株式(5月23日付)」といい ます。)を本公開買付けに応募する旨を合意しており、また、公開買付者は、2025年5月27日付で、(凍株式会社(所有株式数:100,000株、所有割合:0.68%)、()株式会社NIPPO(所有株式数:62,600株、所有割 合:0.42%)、()大一海運株式会社(所有株式数:33,146株、所有割合:0.22%)、()近海タンカー株 式会社(所有株式数:24,442株、所有割合:0.17%)、()兵庫商事株式会社(所有株式数:17,600株、所有割 合:0.12%)並びに()個人株主1名(所有株式数:4,800株、所有割合:0.03%)(以下「本応募合意株主(5 月27日付締結関係者株主)」と総称し、本応募合意株主(5月12日付締結関係者株主)及び本応募合意株主(5月23 日付締結関係者株主)と併せて「本応募合意株主(関係者株主)」と総称します。また、本応募合意株主(5月12日 付)、本応募合意株主(5月23日付締結関係者株主)及び本応募合意株主(5月27日付締結関係者株主)を以下「本応 募合意株主」と総称します。)との間で、公開買付応募契約(以下「本応募契約(5月27日付締結関係者株主)」と いい、本応募契約(5月12日付締結関係者株主)及び本応募契約(5月23日付締結関係者株主)と併せて「本応募契 約(関係者株主)」と総称します。また、本応募契約(5月12日付)、本応募契約(5月23日付締結関係者株主)及び 本応募契約(5月27日付締結関係者株主)を以下「本応募契約」と総称します。)をそれぞれ締結し、本応募合意株 主(5月27日付締結関係者株主)は、その所有する当社株式の全て(所有株式数の合計:242,588株、所有割合の合 計:1.65%、本応募株式(5月12日付)及び本応募株式(5月23日付)と併せて以下「本応募株式」と総称します。) を本公開買付けに応募する旨を合意しているとのことです。本不応募契約及び本応募契約の詳細につきまして は、下記「(7) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

No.	株主名	所有株式数(株)	所有割合(%)	雅洋氏との親族関係
	筒井雄一	89,625 株	0.61%	四親等
	磯部千惠子	80,000 株	0.54%	三親等
	筒井明子	66,136 株	0.45%	三親等
	筒井雅洋	62,701 株	0.43%	本人
	東山紀子	57,320 株	0.39%	三親等
	筒井昌隆	48,895 株	0.33%	四親等
	筒井長彌	19,800 株	0.13%	六親等
	筒井亮平	19,400 株	0.13%	三親等
	筒井啓雄	18,740 株	0.13%	六親等
	筒井敦子	16,310 株	0.11%	一親等
	筒井健司	15,100 株	0.10%	二親等
	筒井俊輔	4,800 株	0.03%	三親等
	雅洋氏のその他親族6名	65,233 株	0.44%	親族
	中西富貴雄	50,300 株	0.34%	
	中西大輔	32,880 株	0.22%	
	昭和日タン株式会社	201,066 株	1.36%	
	本応募合意株主(5月23日 付締結関係者株主)	78,140 株	0.53%	
	横浜冷凍株式会社	100,000 株	0.68%	
	株式会社NIPPO	62,600 株	0.42%	
	大一海運株式会社	33,146 株	0.22%	
	近海タンカー株式会社	24,442 株	0.17%	
	兵庫商事株式会社	17,600 株	0.12%	
	個人株主1名	4,800 株	0.03%	
合計		<u>1,169,034</u> 株	7.93%	

<中略>

現在、想定されている一連の取引を図示すると大要以下のとおりとのことです。

.本公開買付けの実施前



<後略>

(訂正後)

<前略>

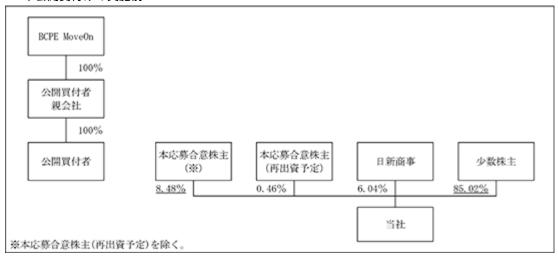
また、公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2025年5月12日付で、当社の創業家である()筒井雄一 氏(所有株式数:89,625株、所有割合:0.61%。)、()磯部千惠子氏(所有株式数:80,000株、所有割合: 0.54%。)、()筒井明子氏(所有株式数:66,136株、所有割合:0.45%。)、()雅洋氏(所有株式数:62,701 株、所有割合:0.43%。)、()東山紀子氏(所有株式数:57,320株、所有割合:0.39%。)、()筒井昌隆氏(所 有株式数:48,895株、所有割合:0.33%。以下「昌隆氏」といいます。)、()筒井長彌氏(所有株式数:19,800 株、所有割合:0.13%。)、()筒井亮平氏(所有株式数:19,400株、所有割合:0.13%。)、()筒井啓雄氏(所 有株式数:18,740株、所有割合:0.13%。)、()筒井敦子氏(所有株式数:16,310株、所有割合:0.11%。)、)筒井健司氏(所有株式数:15,100株、所有割合:0.10%。)、()筒井俊輔氏(所有株式数:4,800株、所 株、所有割合の合計:0.44%。)、並びに()中西富貴雄氏(所有株式数:50,300株、所有割合:0.34%。)、)中西大輔氏(所有株式数:32,880株、所有割合:0.22%。)及び()昭和日タン株式会社(注4)(所有株式 数:201,066株、所有割合:1.36%。以下「昭和日タン」といいます。)(以下「本応募合意株主(5月12日付)」と 総称します。また、以下() 弾洋氏及び() 俊輔氏を合わせて、「本応募合意株主(再出資予定)」といい、雅 洋氏、昌隆氏及び昭和日タンを除く本応募合意株主(5月12日付)を「本応募合意株主(5月12日付締結関係者株 主)」と総称します。)との間で、公開買付応募契約(以下、雅洋氏との間の公開買付応募契約を「本応募契約(雅 洋氏)」、昌隆氏との間の公開買付応募契約を「本応募契約(昌隆氏)」、本応募合意株主(5月12日付締結関係者 株主)との間の公開買付応募契約を「本応募契約(5月12日付締結関係者株主)」、昭和日タンとの間の公開買付応 募契約を「本応募契約(昭和日タン)」といい、これらを総称して「本応募契約(5月12日付)」といいます。)をそ れぞれ締結し、本応募合意株主(5月12日付)は、その所有する当社株式の全て(所有株式数の合計:848,306株、 所有割合の合計:5.75%、以下「本応募株式(5月12日付)」といいます。)(但し、公開買付期間の最終日までに 譲渡制限が解除されない本譲渡制限付株式を除きます。)を本公開買付けに応募する旨を合意しているとのことで す。その後、公開買付者は、2025年5月23日付で、()複数の個人株主及び法人株主(以下「本応募合意株主 (5月23日付締結関係者株主)」といいます。)との間で、公開買付応募契約(以下「本応募契約(5月23日付締結関 係者株主)」といいます。)をそれぞれ締結し、本応募合意株主(5月23日付締結関係者株主)は、その所有する当 社株式の全て(所有株式数の合計:78,140株、所有割合の合計:0.53%。以下「本応募株式(5月23日付)」といい ます。)を本公開買付けに応募する旨を合意しており、また、公開買付者は、2025年5月27日付で、()横浜冷 凍株式会社(所有株式数:100,000株、所有割合:0.68%)、()株式会社NIPPO(所有株式数:62,600株、所有割 合:0.42%)、()大一海運株式会社(所有株式数:33,146株、所有割合:0.22%)、()近海タンカー株 式会社(所有株式数:24,442株、所有割合:0.17%)、()兵庫商事株式会社(所有株式数:17,600株、所有割)個人株主1名(所有株式数:4,800株、所有割合:0.03%)(以下「本応募合意株主(5 合:0.12%)並びに(月27日付締結関係者株主)」と総称します。)との間で、公開買付応募契約(以下「本応募契約(5月27日付締結関 係者株主)」といいます。)をそれぞれ締結し、本応募合意株主(5月27日付締結関係者株主)は、その所有する当 社株式の全て(所有株式数の合計:242,588株、所有割合の合計:1.65%。以下「本応募株式(5月27日付)」とい います。)を本公開買付けに応募する旨を合意しており、また、公開買付者は、2025年6月6日付で、()株 式会社エアーポートカーゴサービス(所有株式数: 100,183株、所有割合: 0.68%)及び()ダイニック株式会 社(所有株式数:48,600株、所有割合:0.33%)(以下「本応募合意株主(6月6日付締結関係者株主)」と総称し、 本応募合意株主(5月12日付締結関係者株主)、本応募合意株主(5月23日付締結関係者株主)及び本応募合意株主 (5月27日付締結関係者株主)と併せて「本応募合意株主(関係者株主)」と総称します。また、本応募合意株主(5 月12日付)、本応募合意株主(5月23日付締結関係者株主)、本応募合意株主(5月27日付締結関係者株主)及び本応 募合意株主(6月6日付締結関係者株主)を以下「本応募合意株主」と総称します。)との間で、公開買付応募契約 (以下「本応募契約(6月6日付締結関係者株主)」といい、本応募契約(5月12日付締結関係者株主)、本応募契約 (5月23日付締結関係者株主)及び本応募契約(5月27日付締結関係者株主)と併せて「本応募契約(関係者株主)」 と総称します。また、本応募契約(5月12日付)、本応募契約(5月23日付締結関係者株主)、本応募契約(5月27日 付締結関係者株主)及び本応募契約(6月6日付締結関係者株主)を以下「本応募契約」と総称します。)をそれぞ れ締結し、本応募合意株主(6月6日付締結関係者株主)は、その所有する当社株式の全て(所有株式数の合計: 148,783株、所有割合の合計:1.01%、本応募株式(5月12日付)、本応募株式(5月23日付)及び本応募株式(5月 27日付)と併せて以下「本応募株式」と総称します。)を本公開買付けに応募する旨を合意しているとのことで す。本不応募契約及び本応募契約の詳細につきましては、下記「(7) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事 項」をご参照ください。

No.	株主名	所有株式数(株)	所有割合(%)	雅洋氏との親族関係
	筒井雄一	89,625 株	0.61%	四親等
	磯部千惠子	80,000 株	0.54%	三親等
	筒井明子	66,136 株	0.45%	三親等
	筒井雅洋	62,701 株	0.43%	本人
	東山紀子	57,320 株	0.39%	三親等
	筒井昌隆	48,895 株	0.33%	四親等
	筒井長彌	19,800 株	0.13%	六親等
	筒井亮平	19,400 株	0.13%	三親等
	筒井啓雄	18,740 株	0.13%	六親等
	筒井敦子	16,310 株	0.11%	一親等
	筒井健司	15,100 株	0.10%	二親等
	筒井俊輔	4,800 株	0.03%	三親等
	雅洋氏のその他親族6名	65,233 株	0.44%	親族
	中西富貴雄	50,300 株	0.34%	
	中西大輔	32,880 株	0.22%	
	昭和日タン株式会社	201,066 株	1.36%	
	本応募合意株主(5月23日 付締結関係者株主)	78,140 株	0.53%	
	横浜冷凍株式会社	100,000 株	0.68%	
	株式会社NIPPO	62,600 株	0.42%	
	大一海運株式会社	33,146 株	0.22%	
	近海タンカー株式会社	24,442 株	0.17%	
	兵庫商事株式会社	17,600 株	0.12%	
	個人株主1名	4,800 株	0.03%	
	株式会社エアーポート カーゴサービス	<u>100,183 株</u>	0.68%	_
	ダイニック株式会社	48,600 株	0.33%	_
合計		1,317,817 株	<u>8.94</u> %	

<中略>

現在、想定されている一連の取引を図示すると大要以下のとおりとのことです。

.本公開買付けの実施前



<後略>

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の 経営方針

()公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程 (訂正前)

<前略>

上記の当社及び本特別委員会との交渉と並行して、ベインキャピタルは、本公開買付けの成立の可能性を高 める目的で、2025年4月上旬に、本応募合意株主(5月12日付)との間で本応募契約(5月12日付)の締結に向け た交渉を開始し、2025年5月12日、公開買付者は本応募合意株主(5月12日付)との間で本応募合意株主(5月12 日付)が所有する当社株式の全て(但し、公開買付期間の最終日までに譲渡制限が解除されない本譲渡制限付株 式を除きます。)について本公開買付けに応募することを含む本応募契約(5月12日付)を締結したとのことで す。また、ベインキャピタルは、2025年5月12日、本応募合意株主(再出資予定)との間で、本再出資の条件、 本取引後の当社の運営及び本再出資後の公開買付者親会社の株式の取扱いを含む本株主間契約の内容について 合意したとのことです。本公開買付けが開始された2025年5月13日以降、公開買付者は、本公開買付けの成立 の可能性を高める目的で、本応募合意株主(5月23日付締結関係者株主)との間で本応募契約(5月23日付締結関 係者株主)の締結に向けた交渉を開始し、当該交渉において、本応募合意株主(5月23日付締結関係者株主)に本 公開買付けへの応募の打診を行い、本応募合意株主(5月23日付締結関係者株主)における検討を経て、同月23 日、本応募合意株主(5月23日付締結関係者株主)から、その所有する当社株式の全てを本公開買付けに応募す る旨の意向を確認したため、同日付で本応募合意株主(5月23日付締結関係者株主)との間で本応募契約(5月23 日付締結関係者株主)を締結したとのことです。また、2025年5月13日以降、公開買付者は、本公開買付けの成 立の可能性を高める目的で、本応募合意株主(5月27日付締結関係者株主)との間で本応募契約(5月27日付締結 関係者株主)の締結に向けた交渉を開始し、当該交渉において、本応募合意株主(5月27日付締結関係者株主)に 本公開買付けへの応募の打診を行い、本応募合意株主(5月27日付締結関係者株主)における検討を経て、同月 27日、本応募合意株主(5月27日付締結関係者株主)から、その所有する当社株式の全てを本公開買付けに応募 する旨の意向を確認したため、同日付で本応募合意株主(5月27日付締結関係者株主)との間で本応募契約(5月 27日付締結関係者株主)を締結したとのことです。本応募契約及び本株主間契約の詳細については、下記「(7) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

<後略>

(訂正後)

<前略>

上記の当社及び本特別委員会との交渉と並行して、ベインキャピタルは、本公開買付けの成立の可能性を高 める目的で、2025年4月上旬に、本応募合意株主(5月12日付)との間で本応募契約(5月12日付)の締結に向け 日付)が所有する当社株式の全て(但し、公開買付期間の最終日までに譲渡制限が解除されない本譲渡制限付株 式を除きます。)について本公開買付けに応募することを含む本応募契約(5月12日付)を締結したとのことで す。また、ベインキャピタルは、2025年5月12日、本応募合意株主(再出資予定)との間で、本再出資の条件、 本取引後の当社の運営及び本再出資後の公開買付者親会社の株式の取扱いを含む本株主間契約の内容について 合意したとのことです。本公開買付けが開始された2025年5月13日以降、公開買付者は、本公開買付けの成立 の可能性を高める目的で、本応募合意株主(5月23日付締結関係者株主)との間で本応募契約(5月23日付締結関 係者株主)の締結に向けた交渉を開始し、当該交渉において、本応募合意株主(5月23日付締結関係者株主)に本 公開買付けへの応募の打診を行い、本応募合意株主(5月23日付締結関係者株主)における検討を経て、同月23 日、本応募合意株主(5月23日付締結関係者株主)から、その所有する当社株式の全てを本公開買付けに応募す る旨の意向を確認したため、同日付で本応募合意株主(5月23日付締結関係者株主)との間で本応募契約(5月23 日付締結関係者株主)を締結したとのことです。また、2025年5月13日以降、公開買付者は、本公開買付けの成 立の可能性を高める目的で、本応募合意株主(5月27日付締結関係者株主)との間で本応募契約(5月27日付締結 関係者株主)の締結に向けた交渉を開始し、当該交渉において、本応募合意株主(5月27日付締結関係者株主)に 本公開買付けへの応募の打診を行い、本応募合意株主(5月27日付締結関係者株主)における検討を経て、同月 27日、本応募合意株主(5月27日付締結関係者株主)から、その所有する当社株式の全てを本公開買付けに応募 する旨の意向を確認したため、同日付で本応募合意株主(5月27日付締結関係者株主)との間で本応募契約(5月 27日付締結関係者株主)を締結したとのことです。また、2025年5月13日以降、公開買付者は、本公開買付けの 成立の可能性を高める目的で、本応募合意株主(6月6日付締結関係者株主)との間で本応募契約(6月6日付締 結関係者株主)の締結に向けた交渉を開始し、当該交渉において、本応募合意株主(6月6日付締結関係者株主) に本公開買付けへの応募の打診を行い、本応募合意株主(6月6日付締結関係者株主)における検討を経て、同 年6月6日、本応募合意株主(6月6日付締結関係者株主)から、その所有する当社株式の全てを本公開買付け に応募する旨の意向を確認したため、同日付で本応募合意株主(6月6日付締結関係者株主)との間で本応募契 約(6月6日付締結関係者株主)を締結したとのことです。本応募契約及び本株主間契約の詳細については、下 記「(7) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

<後略>

(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)を上回る買付予定数の下限の設定

(訂正前)

公開買付者は、買付予定数の下限を8,896,100株(所有割合:60.35%)と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(8,896,100株)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わないこととしているとのことです。なお、買付予定数の下限である8,896,100株(所有割合:60.35%)は、本決算短信に記載された2025年3月31日現在の当社の発行済株式総数(15,512,769株)から、2025年3月31日現在の当社が所有する自己株式数(771,656株)、本応募株式に係る株式数(1,169,034株)及び本不応募株式に係る株式数(890,200株)を控除した株式数(12,681,879株)を2で除した株式数(6,340,940株(小数点以下を切り上げ)、所有割合:43.02%。これは、公開買付者と重要な利害関係者を有しない当社の株主の皆様が所有する当社株式の数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)」に相当する数です。)を上回るものとなるとのことです。

これにより、当社の少数株主の皆様の意思を重視して、公開買付者の利害関係者以外の株主の皆様の過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしているとのことです。

(訂正後)

公開買付者は、買付予定数の下限を8,896,100株(所有割合:60.35%)と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(8,896,100株)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わないこととしているとのことです。なお、買付予定数の下限である8,896,100株(所有割合:60.35%)は、本決算短信に記載された2025年3月31日現在の当社の発行済株式総数(15,512,769株)から、2025年3月31日現在の当社が所有する自己株式数(771,656株)、本応募株式に係る株式数(1,317,817株)及び本不応募株式に係る株式数(890,200株)を控除した株式数(12,533,096株)を2で除した株式数(6,266,548株(小数点以下を切り上げ)、所有割合:42.51%。これは、公開買付者と重要な利害関係者を有しない当社の株主の皆様が所有する当社株式の数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)」に相当する数です。)を上回るものとなるとのことです。

これにより、当社の少数株主の皆様の意思を重視して、公開買付者の利害関係者以外の株主の皆様の過半数の替同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしているとのことです。

(7) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

本応募契約(関係者株主)

(訂正前)

公開買付者は、本応募合意株主(5月12日付締結関係者株主)との間で、2025年5月12日付で本応募契約(5月12日付締結関係者株主)をそれぞれ締結し、また、本応募合意株主(5月23日付締結関係者株主)との間で、同年5月23日付で本応募契約(5月23日付締結関係者株主)を、本応募合意株主(5月27日付締結関係者株主)との間で、同年5月27日付で本応募契約(5月27日付締結関係者株主)をそれぞれ締結し、本応募合意株主(関係者株主)が所有する当社株式の全て(合計856,372株、所有割合:5.81%)について、本公開買付けに応募する旨の合意をしているとのことです。なお、本応募契約(関係者株主)において、本応募合意株主(関係者株主)の本公開買付けへの応募義務を免除する旨の条項は存在せず、また、本応募契約(関係者株主)を除いて、公開買付者と本応募合意株主(関係者株主)との間で本取引に関する合意は締結されておらず、本公開買付価格の支払を除き、本応募合意株主(関係者株主)に対して本公開買付けの成立に際して付与される利益はないとのことです。

<後略>

(訂正後)

公開買付者は、本応募合意株主(5月12日付締結関係者株主)との間で、2025年5月12日付で本応募契約(5月12日付締結関係者株主)をそれぞれ締結し、また、本応募合意株主(5月23日付締結関係者株主)との間で、同年5月23日付で本応募契約(5月23日付締結関係者株主)を、本応募合意株主(5月27日付締結関係者株主)との間で、同年5月27日付で本応募契約(5月27日付締結関係者株主)を、本応募合意株主(6月6日付締結関係者株主)との間で、同年6月6日付で本応募契約(6月6日付締結関係者株主)をそれぞれ締結し、本応募合意株主(関係者株主)が所有する当社株式の全て(合計1,005,155株、所有割合:6.82%)について、本公開買付けに応募する旨の合意をしているとのことです。なお、本応募契約(関係者株主)において、本応募合意株主(関係者株主)の本公開買付けへの応募義務を免除する旨の条項は存在せず、また、本応募契約(関係者株主)を除いて、公開買付者と本応募合意株主(関係者株主)との間で本取引に関する合意は締結されておらず、本公開買付価格の支払を除き、本応募合意株主(関係者株主)に対して本公開買付けの成立に際して付与される利益はないとのことです。

<後略>

以 上